

瀬戸市スポーツ施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年9月25日

瀬戸市長 増岡錦也

瀬戸市規則第19号

瀬戸市スポーツ施設条例施行規則の一部を改正する規則

瀬戸市スポーツ施設条例施行規則（昭和45年瀬戸市規則第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(許可証の交付等) 第4条 <省略> 2 スポーツ施設の使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、その許可書を使用開始前に <u>係員</u> に提示しなければならない。  <u>(指定管理者に管理を行わせる場合の読替規定)</u> 第11条 条例第13条の規定により、指定管理者に管理を行わせる場合は、第3条から第10条の規定中「使用許可」とあるのは「利用許可」と、「スポーツ施設使用許可申請書」とあるのは「スポーツ施設利用許可申請書」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と、「使用」とあるのは「利用」と、「使用期日」とあるのは「利用期日」と、「スポーツ施設使用許可書」とあるのは「スポーツ施設利用許可書」と、「使用者」とあるのは「利用者」と、「使用開始前」とあるのは「利用開始前」と、「使	(許可証の交付等) 第4条 <省略> 2 スポーツ施設の使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、その許可書を使用開始前に <u>本市の係員（以下「係員」という。）</u> に提示しなければならない。

用料」とあるのは「利用料」と、「使用期日  
前」とあるのは「利用期日前」と、「スポーツ  
施設使用料還付請求書」とあるのは「スポーツ  
施設利用料還付請求書」と、「スポーツ施設使  
用取消届」とあるのは「スポーツ施設利用取消  
届」と読み替えるものとする。

(雑則)

第12条 <省略>

(雑則)

第11条 <省略>

## 附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。